

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
日曜納税相談	3月28日(日) 10:00~16:00	納税課 ☎30-6109	毎月1回、日曜日に市税の納税相談窓口を設けて、納税についての相談を受け付けます。
行政書士 くらしの無料相談所	毎月第1木曜・第3土曜日 13:00~16:30	滋賀県行政書士会事務局 (滋賀県庁前滋賀会館3階) ☎077-525-0360	遺言書や相続に関する書類作成や、会社設立・営業の許可申請などの相談 電話による予約制(受付時間 月~金曜日8:30~17:00)
消費生活相談	毎週月~金曜日(祝日は除く) 9:15~12:00 13:00~16:00	生活環境課(市役所1階) ☎22-1411(内線173)	多重債務問題や架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、消費生活や契約のトラブルに関する相談
交通事故相談	毎週火・木曜日 9:00~16:00	湖東合同庁舎	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます。また電話による相談も受け付けています。(祝日を除く月~金曜日) 県立交通事故相談所彦根分室 ☎27-2230
多言語電話相談	毎週水・木・金曜日 (祝日は除く) 10:00~12:30, 13:30~16:00	☎27-2400 (相談専用電話)	日本の習慣や制度、市役所などでの手続き、生活の中で困ったことなどの相談に3つの言語で対応します。 水曜日=英語、木曜日=ポルトガル語、金曜日=中国語
子ども・家庭相談	毎週月~金曜日(祝日は除く) 8:30~17:15	家庭児童相談室 ☎23-7838	子どもをはじめとする家庭内の悩み相談(育児不安・児童虐待・夫婦間暴力など)

動く図書館 たちばな号

巡回日程【4月前半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
1日(休)	宮田町山田神社 JA東びわこ鳥居本支店駐車場 鳥居本高根団地 小野こまち会館	11:00 13:20 14:10 15:00
2日(金)	太東山会館 湖上平団地堤医院前	13:20 14:10 15:00
6日(火)	葛籠町公民館 高宮地域文化センター BSアパート2号棟	13:30 14:20 15:10
7日(休)	清崎町ばんば JA東びわこ本店前駐車場 河瀬地区公民館	13:20 14:10 15:00
8日(休)	多景保育園 長曾根 彦根ニュータウン中央部	13:20 14:10 15:00
9日(金)	楡公民館 昭和電工茂賀ハイッ WAつとねす春日	13:30 14:20 15:10
13日(火)	鳥居本地区公民館 小泉町百貨卸センター駐車場(東側) 東沼波町秋葉神社 旭森地区公民館	11:00 13:20 14:10 15:00
14日(休)	JA東びわこ種子センター 滋賀観光バス彦根営業所 ローソン彦根外町店駐車場	13:20 14:10 15:00

※駐車場での駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日 5日(月)、12日(月)
4月前半

し尿収集予定日 4月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日を実施します。)

※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。



- 1日(休) 野田山、正法寺、地藏、原(原西団地)、西沼波(東部)、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部)、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目一部を含む)、幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川)、三津
- 2日(金) 野田山、正法寺、地藏、外、里根、西今、平田(大沢)、幸、安清、芹、海瀬、三津屋
- 5日(月) 戸賀、小泉、里根、外、野瀬、西今、三津屋、須越
- 6日(火) 戸賀、小泉、山之脇、芹川、西今、須越、八坂
- 7日(休) 馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、後三条(下)、八坂、八坂北、開出今団地(第1・3部)、大藪、芹川、西今
- 8日(休) 立花、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、中央(第2・3部)、池州、金亀、尾末、大橋、元岡、沼波、大藪、開出今(蔵の町団地)、八坂(東団地)、宇尾
- 9日(金) 元、船、旭、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、長曾根南、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、平田(大沢を除く)、開出今、宇尾
- 12日(月) 佐和、大東、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部)、和田、平田(大沢を除く)、開出今、宇尾
- 13日(火) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、新、芹中、橋向、後三条(上)、岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、竹ヶ鼻、甘呂
- 14日(休) 竹ヶ鼻、西沼波(東部を除く)、東沼波、亀山地区、出路、田原、甘呂、稲部(稲部)、稲枝(西)、服部

消費生活相談窓口つうしん 第28回

こんな相談ありました!!

しつこく強引な電話勧誘、撃退法

相談事例1

平成7年に職場への電話勧誘で、民間資格取得用の通信教育講座の契約をした。

これをきっかけに何度も電話勧誘を受け、断りきれずに平成15年と平成19年にも同種の契約をしてしまった。

特に平成19年の契約時には「これで最後」と言われ仕方なく契約し、代金だけ払い教材には手も付けていない。

昨日、また職場に勧誘電話があり断つたら「平成19年の講座は実務講座。今回の実践講座をやってから終了しないと止められない。続ける人はもっと続ける。」と言われた。

平成19年は「これで最後」と言われたので契約したのに、その契約が法的に今回の契約義務につながるのか。

明日、また電話がかかるが、また30万円も払わないといけないのか。どうすれば断れるのか。(40歳代 男性)

相談事例2

職場に遠方のマンシヨン投資に関する勧誘電話が多く、断つてもしつこくかかる。長電話で仕事の妨げになるし、投資する気もないので断り電話を切ると、折り返しかけてきて脅迫された。

名簿業者から一部上場企業の社員名簿を買い、電話しているとも言っていた。勧誘から逃れる有効な手立てはないか。(40歳代 男性)

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線173番



事例1については、すべての業者が同一業者かどうか、分らないということでした。最初の契約によって、「カモリスト」に載せられ業者間に出回り複数の業者から勧誘されたとも考えられます。

また、このケースでは、以前の契約によって、次の契約を法的に義務付けられるということはありません。

このような勧誘行為は、法にも県条例にも違反しています。断っているのに再勧誘することは禁止されているのです。

このような悪質業者について、国や県に情報提供できる制度が法で定められています。「申出制度」といい、個人の被害救済にはつながりませんが、消費者と行政が一体となって、トラブルの未然防止に取り組み制度です。報告を受けた行政は報告に基づき調査し、事実であれば必要に応じて行政処分を行います。

事例2のケースも、同様に違反ですので、国や県の宅建業法所轄に申し出ることが出来ます。これらのケースでは、国や県への通

多重債務相談のお知らせ

近畿財務局大津財務事務所は、専門相談員による多重債務相談を行います。解決方法をアドバイスし、必要に応じて弁護士など専門家を紹介します。※予約が必要です。
日時 3月25日(休) 午前9時30分~午後5時
場所 近畿財務局大津財務事務所(大津市御陵町3-5)
費用 無料
持ち物 契約書の写し、返済予定表など参考となる資料
予約・問い合わせ先 近畿財務局大津財務事務所 ☎077-522-1376 5番

おわびと訂正

広報ひこね3月1日号表紙の目次にある「知っていますか?国民健康保険制度のこと」「市民環境フォーラムに参加してませんか?」の「税の申告はお忘れなく」のページがそれぞれ12、15、17とあるのは、それぞれ14、17、19の誤りです。おわびして訂正します。